

保護者の皆様へ

常滑市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策の変更について（お知らせとお願い）

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は常滑市の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、9月1日に、「新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせとお願い）」という文書を配布したところですが、9月7日に厚生労働省から変更の通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。この見直しは本日（9月12日）より適用しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【陽性判定を受けた児童生徒の療養期間等の見直しについて】

(1) 何らかの症状が出ている場合 ※変更（ 部分）

①入院している場合

○発症日（0日目）から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から療養解除（登校）を可能とします。

②有症状の場合（①を除く）

○発症日（0日目）から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から療養解除（登校）を可能とします。

(2) 症状が何も出ていない場合 ※追加（ 部分）

①検体採取日（0日目）から7日間を経過した場合

○8日目に療養解除（登校）を可能とします。

②5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合

○5日間経過後（6日目）に療養解除（登校）を可能とします。

【児童生徒が濃厚接触者になった場合、なる疑いがある場合の待機期間について】

(1) 濃厚接触者になった場合 ※変更なし

○陽性判定を受けた人と最終接触した日を0日目として5日間待機し、6日目に待機解除（登校）を可能とします。

○ただし、2日目・3日目に抗原定性検査キットを用いて陰性ならば、3日目から待機解除（登校）を可能とします。

(2) 濃厚接触者になる疑いがある場合（例：同居者等が濃厚接触者になった）※変更なし

○同居者等濃厚接触者の陰性が確認できた場合は待機不要です。

○同居者等濃厚接触者と児童生徒のいずれも体調に異常がない場合は待機不要です。

【登校の判断についてのお願い】

○毎朝、健康観察を実施し、体調が普段と異なる場合には登校を控えてください。また、同居家族等に同様の症状が見られる場合も、登校を控えてください。

○児童生徒に発熱等のかぜ症状があり、すぐに治まった場合でも、念のため1日程度登校を控え、病院を受診し、経過観察を行ってください。

○児童生徒を登校させるかどうか迷う場合は、登校させる前に学校にご相談ください。